

平成31年第2回農業委員会総会議事録

平成31年2月15日（金）第2回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員17人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏
	2番	清原 保		3番	大原 砂利
	4番	三上 雄二		5番	谷川内 茂
	6番	倉脇 敏弥		7番	眞壁 勲二
	8番	神山 順一		9番	川上 憲次
	10番	久保木 誠		11番	藤本 彰
	12番	山田 條一		13番	小田 正廣
	14番	奥山 亮		15番	橋本 澄男
				16番	藤澤 和利

推進委員10人

	1番	小西 堅		2番	山本 計博		3番	泉 登
	4番	溝尾 美恵子		5番	三輪 金樹		6番	長岡 保義
	7番	後藤 保夫		8番	井上 光男		9番	鈴江 寛
	10番	奥津 忠和						

欠席委員 1人 17番 仲田 清志

議事	議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第7号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第8号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第9号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第10号	現況証明にかかる現況認定について
	議案第11号	相続税・贈与税・不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明願について
	議案第12号	農地の権利移動を認める別段の面積の設定について
報告事項		農地改良届について
		農地法第53条の規定による許可を要しない転用について
		法務局照会について
		完了届について
		利用権設定中途解約について
協議事項		無断転用の対応について

その他

事務局職員（書記）

事務局長

小川 泰典

次長

藤井 和昭

主査

西川 康裕

（開会時刻 午前9時30分）

藤井次長	皆様おはようございます。 只今から、新見市農業委員会第2回総会を開催致します。 本日の出席は27名です。それでは最初に逸見会長から挨拶をお願いします。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。 （中略） よろしくお願い致します。
藤井次長	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は3番大原委員 をお願いします。
大原委員	「農業委員会憲章」の先導
藤井次長	ありがとうございました。 それでは、ここからの進行は会長よろしくお願い致します。
会 長	恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力 をよろしくお願い致します。 それでは日程1「議事録署名委員の決定」を行います。 本日議事録署名委員は、8番神山委員、9番川上委員にお願い致します。 続いて日程2「議事」に入ります。 議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明 をお願いします。
小川局長	3条申請が今回3件あります。まず1番ですが申請地は唐松、地目は畑 です。移動の理由は売買による所有権移転です。作物は野菜、果樹。作業 従事者は2名です。価格は記載の通りです。農地法第3条第2項の状況で すが1号の「全部効率利用」ですが、機械、従事者等も揃っており、農地 のすべてを効率的に利用できるものと思われま。2号ですがこちらも法 人ではない為該当致しません。3号ですが信託ではないので該当しませ ん。4号ですが、「農作業常時従事」について、譲受人は農作業を行う必 要がある日数について農作業に従事すると見込まれる為該当致しません。

5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えているので該当致しません。6号ですが貸借にも値しません。7号の地域調和ですが、譲渡人は高齢で施設に入所しておりこの度自宅を譲受人に譲渡することとなり、それに付随した農地を売買するものであり本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また、住宅に付随した農地を売買するものであり、地域調和も支障ないと思われる事から、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

会 長 この件について関係地区委員の説明を求めます。

藤澤委員 2月9日に逸見会長、三輪推進委員、私と当事者の方と一緒に現地の確認行っております。場所は唐松の●●から約300m上へ上がった場所であり、その隣には昨年お百姓をすることで家を買っておられる家の上でして、家の周りの田んぼ、畑です。人口も増えますし地域のことも積極的に出ておられます。問題ないと思います。以上です。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

後藤委員 問題はないのですがもう唐松におられるんですか。

藤澤委員 今、住所は東京になっていますが、譲渡人の家をもう買うことになっています。まだ住所だけは東京になっています。

会 長 他にご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長 他にないようですので議案第6号1番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会 長 全員賛成と認め申請のとおり認定と致します。続きまして議案第6号2番の議案について事務局の説明をお願いします。

小川局長	<p>2番ですが、2月4日に確認を行っております。場所は法曾、地目は畑です。移動理由は売買による所有権移転です。作物は野菜、果樹。作業従事者は2名。価格は記載の通りです。第5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えているので該当致しません。7号の地域調和ですが、譲渡人は申請地から離れた場所に住んでおり、耕作に不便な為近隣の農業者に売買するものであり本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当致しません。第1号から第4号・第6号についても該当ありません。以上この所有権移転については、申請書類は全て揃っており取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力等も問題なく、面積要件も満たしていること、また近隣耕作者への売買のため、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
藤澤委員	<p>2月9日に逸見、三輪、私と3人で現地を確認しました。場所は法曾の境から約50m手前に戻った民家の裏の畑です。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第6号2番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、2番は申請どおり決定と致します。続いて議案第6号3番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>3番です。場所は神郷高瀬、田5筆です。移動の理由は売買による所有権移転です。作物は水稻、作業従事者は1名です。価格は記載の通りです。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えている為該当致しません。7号の地域調和ですが、譲渡人は申請地から離れた所に住んでおり耕作に不便な為、近隣の農業者に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。第1号から第4号、6</p>

	<p>号につきましても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしている事、また、近隣耕作者への売買の為、地域調和も支障ないことなどから、農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
橋本委員	<p>現地確認は2月9日に仲田委員、大原委員、井上推進委員、私と譲受人立ち会いのもと確認しています。この件につきましては先程説明がございましたが、支障ないと思いますのでよろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第6号3番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、3番は申請の通り決定と致します。続きまして議案第7号農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>4条の申請は2件です。確認を1月24日に行っています。場所は豊永宇山、現況地目は道路、転用目的は進入路、転用理由は農機具倉庫と野菜工場予定地への進入路です。申請地は農振農用地から除外したもので申請地は甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。申請地は現在農機具倉庫と野菜工場予定地への進入路として一時転用しておりますが、農振除外の手続きが完了したことにより、引き続き進入路として利用する計画であることからこの度本転用の申請を行うものであり、所有する土地で申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。工事期間ですが、平成31年3月1日から平成31年4月30日までです。資金計画ですが土地造成費は記載の通りで全て自己資金です。</p>

会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
藤本委員	2月12日清原委員と確認しております。事務局から説明がありましたように前回一時転用ということで申請していたところで新たに進入路としての申し込みをしております。関係書類も揃っていますので問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
会 長	事務局地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第7号1番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め1番は許可妥当と致します。続きまして議案第7号2番の議案について事務局の説明をお願いします。
小川局長	2番ですが、場所は哲多町老栄、現況地目は畑、転用目的は墓地、転用理由は現在の墓地は自宅から離れたところにあり、管理、お参りが大変なため転用したいというものです。申請地は農振農用地から除外したもので甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。墓地が自宅から離れた所にあつてお参り等が不便な為自宅に近い申請地に移転する為の転用であり、申請地以外に適当な場所はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。工事期間ですが、許可日から平成31年5月31日までです。資金計画ですが土地造成費及び墓石設置費は記載の通りで全て自己資金です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
奥山委員	2月12日に川上委員、鈴江委員、私と申請人の方に立ち会っていただき現地を確認しました。場所は哲多町老栄にある●●寺というお寺の東側になります。現在のお墓が遠いので家の側に移動したいということでした。よろしくお願いします。

会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんようなので議案第7号2番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め2番は許可妥当と致します。なお2件とも面積が30a以下のため県農業会議への諮問は任意となりますが諮問不要としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p>
会 長	<p>諮問不要として許可と致します。続きまして議案第8号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>5条の申請が1件ありました。確認を1月25日に行っています。場所は新見、現況地目は畑、転用目的は太陽光発電設備、転用理由は同じです。契約の種類は賃貸借権の設定、賃借料は記載の通りです。この申請地は都市計画法に規定する用途地域内にある農地であり、第3種農地と考えます。法人が当該法人代表取締役の農地を借り受け、太陽光発電設備の設置を計画しているもので、所有する土地で申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり周辺の農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。工事期間は平成31年3月1日から平成31年4月20日です。資金計画は土地造成費及び設備整備費は記載の通りで全て借入金です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区員説明を求めます。</p>
倉脇委員	<p>2月12日に眞壁委員、溝尾推進委員と3人で現地を確認しました。場所は●●高校の交差点から300m上がった所で住宅の裏の土地になります。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問</p>

	<p>はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第 8 号の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め本議案は許可妥当と致します。尚、本件は面積が 30 a 未満の為、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p>
会 長	<p>諮問不要として許可と致します。続きまして議案第 9 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。</p>
西川主査	<p>今回、新規の貸し付けが 4 件出ております。 (議案第 4 号 1 番～ 4 番を資料により朗読説明) 新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。</p>
泉委員	<p>2 月 10 日に眞壁委員と現地の確認をしました。場所は国道●●●号線を●●の方に行きますと●●の方に●●●●が洞窟を掘っている碎石現場があるんですが、そこから●●の方向に 300 m 程上がった所から●●川を挟んで真反対の土地です。この貸付人と借受人は親戚で貸付人が病気で倒れられました。そこで借受人の方がそこを耕作するということです。なお、借受人の方につきましてはお二方とも中山間事業があるんですけどもそのメンバーでして、精力的にしていますので問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
三輪委員	<p>2 月 9 日、逸見会長、藤澤委員、私と 3 人で確認しました。場所は旧●●●小学校から南へ●●●側方向に 200 m 程入った所の田んぼです。問題ありません。よろしく申し上げます。</p>

小西委員	<p>2月10日、谷岡委員と現地を確認しました。場所は●●●●線の●●●●旧道との交差点から100m程上がった所を●●のほうへ200m行った所に●●●●番地の圃場があります。更に100m程上がった所に残りの二番地があります。場所も良いところで問題ないと思います。</p>
井上委員	<p>2月9日に大原委員、橋本委員、仲田委員と現地を確認しました。場所は●●公民館のすぐ裏にあります。2番目●●●●番地はその公民館から1km行った道路縁、県境の境の左側の土地です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんようなので議案第9号新規の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め新規は決定と致します。続いて再設定について事務局の説明をお願いします。</p>
西川主査	<p>再設定が12件出ておりますが、今まで耕作されてきたものの継続ですので問題ないと考えます。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p> <p>(ありません)</p>
会 長	<p>ないようですので再設定についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>議案第9号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め再設定は決定と致します。続きまして議案第10号現況</p>

証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。

小川局長

今回13件あります。1番ですが1月25日に確認を行いました。場所は唐松、現況地目は山林、理由は平成元年頃から山林となり現在に至っているというものです。2番ですが確認を1月25日に行いました。場所は井倉、現況地目は雑種地3筆です。理由は昭和38年から日鉄鉱業株式会社の社宅用地として賃貸していたが、平成2年頃建物が取り壊され雑種地となっているというものです。3番ですが確認を12月27日に行っています。場所は草間、現況地目は原野。理由ですが、昭和48年頃から耕作しておらず、原野となっているというものです。4番ですが確認を12月27日、場所は草間、現況地目は原野。理由ですが、こちらも昭和48年頃から耕作しておらず、原野となっているというものです。5番ですが1月24日に確認を行っています。場所は草間、現況地目は雑種地、理由ですが30年前頃に埋め立てされ雑種地となっているというものです。6番ですが1月24日に確認を行っています。場所は大佐小阪部、現況地目は原野、理由ですが昭和の頃から耕作しておらず原野となっているというものです。

7番ですが、1月7日に確認を行っています。場所は大佐布瀬、現況地目は雑種地、理由ですが平成7年頃から地域のゲートボール場の法面として利用されており現在に至るというものです。8番も確認は1月7日、場所は大佐布瀬、現況地目は雑種地、理由は平成7年頃から地域のゲートボール場で法面として利用し現在に至るというものです。9番ですがこちらも1月7日確認で、場所は大佐布瀬、現況地目は雑種地、理由は平成7年頃から地域のゲートボール場として利用し現在に至っているというものです。10番ですが1月7日に確認しています。場所は大佐布瀬、現況地目は雑種地、理由は平成7年頃から地域のゲートボール場の法面として利用されており現在に至るというものです。11番ですが確認を1月29日に行っています。場所は神郷下神代、現況地目は原野、理由は平成2年頃から耕作しておらず、雑木が生え原野となっているというものです。12番ですが1月25日に確認をしています。場所は哲多町本郷、現況地目は雑種地、理由ですが昭和60年頃から駐車場として利用し現在に至るというものです。13番ですが1月25日に確認しています。場所は哲西町矢田、現況地目は雑種地、理由ですが昭和51年頃から駐車場として利用し現在に至るというものです。以上です。

会 長

この件について地区委員の説明をお願いします。

藤澤委員

ここの現況証明につきましては3条の1番の家の裏になります。3条の申請のあった田んぼのすぐ隣でして、ひのきが使えるくらい大きくなって

	植林をしまして山林として認めました。
藤澤委員	2月9日に逸見会長、三輪推進委員、私とで現地を確認しました。場所は井倉の●●運送、●●洞のそばです。その前の道を下りた場所です。雑種地として問題ないと思います。
神山委員	2月12日に藤本委員、清原委員、長岡推進委員、私とで確認しています。まず3番ですが、●●の公会堂から南へ200m程行った所、4番が公会堂から西へ200m行った所、5番が西へ300m行った所です。3、4番については現況原野です。5番につきましては先月保留になっていた案件です。
久保木委員	2月11日に山田委員、後藤推進委員、申請者と確認を行いました。場所は県道●●●●線、●●分岐点から●●方向へ約4km行くと●●という集落がありますが、その集落の入りかけの右側●●山方向へ行く道路があるのですがその道路を300m程行きますと民家の前側へ道路がありまして●●●●園という看板がでていますが、その看板から更に300m程●●山の方へあがりますと道路の右上でした。これは●●●●番地です。隣の竹藪が移って生えて雑木、カズラ等生えて完全に原野化していました。●●●●番ですが、●●山から上がる南側方向へ直線で約300m、これも農道が入ってましてその農道の南上側でした。ここも雑木、カズラ等生えて完全に原野化していました。
山田委員	確認日は2月11日に後藤推進委員、久保木委員と確認しました。場所は旧●●小学校の手前を100mの三叉路を東側へ1.3km行った所、●●市に入ります。入ってすぐ道の方へ●●という部落があります。そこで場所は高台にあり4面とも法面の所に雑木が生えていました。問題ないと思います。
大原委員	2月9日、橋本委員、井上委員、仲田委員、私の4名で確認しています。原野で雑木を確認しています。
川上委員	2月12日に奥山、鈴江両委員と現地を確認しました。●●地内入り口の●●●橋という橋のすぐ近くにありまして、記載の通り駐車場等になっているのを確認しました。
三上委員	確認を2月9日に谷川内委員、奥津委員と行いました。場所は国道182号線から●●●●の方へ約300m行った右手になります。駐車場でした。

会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第10号1番から13番について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、認定と致します。続きまして議案第11号相続税・不動産取得税・贈与税の徴収猶予に関する適格者証明願について事務局の説明をお願いします。</p>
西川主査	<p>この制度は贈与や相続によって取得された農地について今後も引き続き農業経営を行うことを税務署に申告して贈与税・相続税・不動産取得税の納税の猶予を受けるものです。税務署への申告書には納税猶予の適格がある旨を証明する農業委員会による書面の添付が必要になります。また、適格を受けている農地を譲渡、贈与、転用、農業経営を廃止する等した場合は納税猶予は打ち切られ、納税猶予を受けていた税額に加え利子税等を納付しなくてはならなくなることを申し添えます。今回贈与税3件、相続税1件の証明願がありました。1番、新見地内の農地について倉脇委員、事務局により2月12日に現地確認を行い、その後申請人に聞き取り確認をしています。全ての農地で耕作及び草刈り等の管理をされていることを確認しました。一部進入路のような形の土地もありましたが、そこを行かないと農地へ行けないということで農道としての判断をしています。2番と3番まとめていきます。土橋地内の農地について申請人、藤本委員、清原委員、神山委員、長岡推進委員、事務局により2月12日に現地確認をしました。全ての農地で耕作及び管理をされていることを確認しました。4番、哲多町荻尾地内の農地について川上委員、奥山委員、鈴江推進委員、事務局により2月12日と一部13日に現地確認をしました。全ての農地で耕作及び管理をされていることを確認しました。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
倉脇委員	<p>2月12日に事務局と確認しております。適格であるとお話ししました。</p>

藤本委員	<p>2番3番続けていきます。2月12日に事務局、申請人、私、清原委員、神山委員、長岡推進委員とで確認しました。適切な処置をされていたので問題ありません。</p>
川上委員	<p>2月12日に事務局と奥山、鈴江両委員とともに現地の確認をしまして、先程述べられましたように全筆確認をしました。異常ありません。</p>
会 長	<p>地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ありませんので議案第11号1番から4番について賛成の方は挙手をお願い致します。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め全て認定と致します。続きまして議案第12号農地の権利移動を認める別段面積の設定について事務局の説明をお願いします。</p>
西川主査	<p>空き家に付随する農地について取得の際の下限面積を引き下げるものです。新見市においては10aもしくは20a以上の経営面積がなければ取得できないのですが、空き家に付随する農地については0.1a、10㎡以上の経営面積があれば農地の取得が可能になるものです。まずはこの総会で適否を決定した後は該当農地が指定された旨を公示します。それを所有者へ結果を通知します。その後、農地法第3条の許可申請の提出を受けるものです。1番大佐小阪部、畑1筆。2番哲西町矢田、田畑3筆について別段面積の指定申請書の提出を受けました。これは空き家バンクに登録されていた物件で、この度県外からの転入者を受け入れるものです。ここで別段面積の設定が決定しましたら来月以降、農地法第3条の申請が提出されるということです。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
久保木委員	<p>2月11日に確認をしました。場所は大佐●●●●●というスーパーがありますが、ちょうどその入り口の前側になります。申請者のお父さんが亡くなられて空き家になっているということで、それについての空き屋対策の土地です。ここで認定を受けた後、改めて3条申請を出すそうです。</p>

三上委員	<p>2月9日に谷川内、奥津委員の3名で行いました。申請者をご不在でしたのですがよく知っている人です。県外へおられて1年ほど前にお父さんが亡くなられて奥さんも子供さんもこの場所を去っておられますので空き家になっております。それで畑と田になっていますが、実際は田も畑になっていました。場所ですが●●●●-1は50mくらい離れた所にあります。他の民家のすぐ前で、その民家の方も良心的に申請者の方に頼まれて管理されていたので畑も状態を保っていました。家のすぐ裏は日当たりが良く、非常に良い状態の畑でした。実際は1枚の状態ですが確認しました。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第12号1番と2番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請の通り決定と致します。40分まで休憩と致します。</p> <p>～ 休憩 ～ (10:30 ～ 10:40)</p>
会 長	<p>時間がまいりましたので次に入ります。報告事項をお願いします。農地改良届について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>1件出ています。場所は哲多町荻尾、現況地目は田、目的は嵩上げです。改良高は0.5m、改良面積は743平米です。理由は嵩上げを行うことで排水を良くするというもので、工期は許可日から平成31年3月31日ということです。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より説明をお願いします。</p>
川上委員	<p>2月12日に奥山、鈴江両委員とともに現地へ確認を行いました。場所は哲多の●●●●から東へ約1kmの所です。現状を3人で確認しました。</p>

会 長	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について説明をお願いします。
小川局長	<p>今回5件出ています。1番は1月24日に確認しています。場所は法曾、現況地目は畑、転用目的はKDDI (au) の携帯電話無線基地局の建設です。転用理由は当該地域の携帯電話サービスの向上を図るためということです。契約の種類は賃貸借権の設定です。工事期間は平成31年4月1日から平成31年4月30日です。2番ですが場所は豊永佐伏、現況地目は畑、転用目的、転用理由、契約の種類につきましては先程と同じです。工事期間は平成31年4月1日から平成31年4月30日です。3番ですが場所は上熊谷、現況地目は畑、転用目的、転用理由、契約の種類は先程と同じです。工事期間は平成31年4月1日から平成31年4月30日です。4番ですが確認を1月24日に行っています。記載に間違いがありましたので訂正をお願いします。所有者の年齢ですが75才です。場所は大佐小阪部、現況地目は畑、工事期間は平成31年3月1日から平成31年3月31日です。5番ですが確認を1月25日に行っています。場所は神郷釜村、現況地目は畑、工事期間は平成31年4月1日から平成31年4月30日です。</p>
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
藤澤委員	2月9日に逸見会長、三輪推進委員、私の3人で現地を確認しています。場所は製茶工場の斜め前になります。
清原委員	確認を2月12日に行いました。場所は●●の市民センターから●●の方へ約1.5kmの急カーブになっている所から市道を1.2km程行きますと●●という部落に入ります。そこを左へ200m程入った所です。赤いポールが立っていました。
谷岡委員	2月10日に小西推進委員と現地を確認しました。場所は上熊谷●●神社の少し下に●●商店があるのですが川を渡りましてすぐ左へ曲がり少し行くと●●という部落があります。●●商店から約3km程上がった所でほとんど山の中で空き屋が数軒あり、集会所がありますがその近くです。
久保木委員	2月11日に確認しました。場所は県道北房●●線●●分駐所から北へ約3km●●という集落がありますが、その集落に入って集落は左上にあるのですが1軒だけ右下にありました。その住宅の裏側です。県道と農道のすぐ下でした。地元の総代さんと会いまして挨拶に来たと聞きました。

	以上です。
橋本委員	現地確認は2月9日、大原委員、仲田委員、井上推進委員と現地を見ました。場所は●●●●線を●●駅を●●方面に約1400m行った●●地区という突き当たりで貸付人の車庫の側でした。赤いピンを置いていました。
会 長	続いて法務局照会について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回1件あります。場所は大佐布瀬、現況地目は宅地、公衆用道路、雑種地の3筆です。理由ですが年月日不詳であるが昭和の頃から●●●番1は宅地として●●●番3は公衆用道路として●●●番4は雑種地として利用され現在に至るといふものです。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
山田委員	現地確認は1月5日に確認しました。場所は議案第10号の現況証明で番号7、8、9、10と同じ場所です。
会 長	完了届について事務局の説明をお願いします。
西川主査	完了届8件出ています。1番、法曾地内、29条による育成牛舎の建築。2番から8番は53条による携帯電話無線基地局の建設。草間2件、土橋2件、豊永宇山1件、菅生1件、神郷釜村1件です。
会 長	この件について関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。
藤澤委員	2月9日に確認しています。
神山委員	2月10日に現場確認しています。図面通りのものが出来上がっています。
藤本委員	4番、5番、6番を2月12日に確認しています。
眞壁委員	2月10日に確認しました。問題ないです。
橋本委員	2月10日に確認しました。問題ないです。

会 長	続きまして利用権設定中途解約について事務局の説明をお願いします。
西川主査	1件出ています。神郷高瀬の田4筆、所有権移転のため本日の議案第6号の3番の関連です。解約をされています。以上です。
会 長	地区委員の説明を求めます。
井上委員	3条の3番と関連しています。現地は近所の方がされていたのですが今回売買するという事で解約になっています。
会 長	日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
小川局長	今回無断転用の内容についてということで、先日農地部会等で協議した内容について藤澤副部会長に報告をお願いしたいと思います。
藤澤委員	2月7日に農地部会を開催しこの件と色々協議しました。この●●●ソーラーへ売電をする場合は「こうです。」という文書を作成し発送するという事で、今現在事務局で文書の内容を協議しています。文書ができましたら農地部会を開き、その文書について判断し発送をしていくということで、農地部会で検討しました。補足説明ありましたらお願いします。
小川局長	指導については副部会長の言われたとおりで、いずれにしても資料確認できるものを出してもらおうということを中心に進めて行きたいと思えます。文書につきましては検討し、今度の農地部会で決定していきたいと思えます。
会 長	前日の農地部会についての協議結果が報告されましたがこれについてご意見、ご質問ございませんか。
後藤委員	何の無断転用ですか。
小川局長	屋根材に太陽光パネルを設置した農業ハウスについての対応です。
会 長	太陽光パネルを屋根に使うということが、2面性があるということで無届けではいけないのではという意見が出まして、農地部会で太陽光パネルを屋根に使うのであればこちらで確認出来る方法を考えないといけない、ということでそのことについて今検討中です。決まりましたらまた皆さんに提案しますのでよろしくをお願いします。

山田委員	文書が作成されるということですが業者への文書ですか。土地の所有者ですか。
会 長	土地の所有者です。今の件につきましては農地部会全件通して進めるということによろしいでしょうか。
	(はい)
会 長	よろしく申し上げます。次申し上げます。
小川局長	無断転用の案件でお手元に勧告書という資料を配布しています。前月の総会で報告させていただきましたが、土地所有者から弁明書が届きました。その内容を申し上げますと、大きく分けて主張が2点ありました。簡単に言いますと、1点目は太陽光発電設備を設置している法面は勾配が急な土地で農地ではないという事、2点目は農地法第51条「違反転用に対する処分」についての農業委員会の判断に関して原状回復まで求めるのは必要限度を超えているのではないかという主張でした。これに対し、前回調整会議等において県を交えましてこの弁明に対して農業委員会として意見を付して再勧告をすると決定し、同時に経済産業省へFIT法に基づいての報告をするということを決しました。それを経まして県、顧問弁護士とも協議をさせていただきました。再勧告をするということでお手元にある資料を作成しました。その内容について簡単に説明させていただきます。最初の書き出しですが再度原状回復するよう勧告をしますということです。それから経済産業省へ違反情報の提供を行うということの2点をとめています。1番として農地であるか否かということについてですが、先程主張が「農地ではない」ということに対する農業委員会としての意見です。太陽光発電設備を設置している当該法面が農地法に規定する農地ではないと主張していることに対し、当該法面は作物を作付けしている平地を維持、管理していく上で必要不可欠な土地として機能していることから農地法で規定されている農地に該当するという事、「太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取り扱いについて」という国の通達がありますのでその中において本地と一体的に取り扱っているとされていることから農地法に規定される農地であるということをお述べています。次ですが、相手方が「当該法面が荒廃状態であり現況が農地ではなかった」と主張していることに対する意見です。農業委員会としましては毎年利用状況調査を行っており、農地として判断をしていること。当該農地は平成27年度から中山間地域の直接支払交付金の対象になっている土地であること。平成29年度の現地確認においても適正に管理されている農地と

判断していることから現況主義の立場からも農地であるということを受けています。

2番ですが農地法第51条第1項についてですが、これにつきましては違反転用に対する処分をこの条項に適用する根拠を述べています。(1)ですがここでは農振農用地区域であることから特に現状に復する必要があるということを受けています。(2)ですが他の公益についてということですが、この当該土地は農振農用地区域の中でも、農業公共投資をした優良な農地であり、これを容認することは他の農地においても同様の事態が発生することが予想され、農地法を遵守した今後の農地の適正な管理に支障をきたすことになるということで、他の公益に影響があるという事を述べています。(3)ですが、関係人の利益についてということで、この地域、地元では中山間地域の直接支払交付金の地域でして、今回の違反によってこの交付金の返還金が発生しています。このことによって、関係人の利益に損害を与えているということを受けています。以上の内容で県との協議の結果、本日発送することとしております。

会 長 これについてご意見、ご質問はございませんか。

後藤委員 中国経済産業局長にはいつ出されるのですか。

小川局長 通知が行き、先方にこういうことがあるということを経済産業省へ県と出向いて説明をし、「違反転用です。」という情報を出すということを考えています。

後藤委員 いつまでとかあるのですか。

会 長 弁明書は出ているので、この内容について問い合わせがあればしてくるだろうけど問い合わせがあってもなくても情報は出します。

後藤委員 関係ないのであれば待たずに経済産業省に報告すればいい。待つ必要はないと思う。

小川局長 タイミングとしてはすぐでもいいので今その流れで進めています。この情報を出すのに県と経済産業省と日程の調整をしています。

会 長 勧告書は再勧告になるが再勧告ではなく勧告書でいいのですか。

小川局長 県の文書を参考にしているのですが、勧告書で文書の中で再勧告をする

	ということをお述べていますので問題ありません。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。
谷川内委員	前にも聞いたのですがこれはもう発電しているのですか。
小川局長	平成29年11月から契約しているのでそこから発電は始まっています。
山本委員	中山間地域に入っていると出ていますが地元からは何も出なかったのですか。平成29年くらいに。
会 長	平成29年に土地を●●さんから次の人が借りるときに、何か出来てますと情報がありました。
山本委員	出来てから分かったのですか。
会 長	作った後で分かりました。地元から出たというのが中山間の直接払をしている方がこの方含め6名くらいいるが、払っているものを返金してくださいと言われていたが、それはおかしいと言う人が中にはいるようです。
山本委員	これが出来るときに中山間組織のまとめ役の方がおられると思うのですが、何も出なかったのでしょうか。
会 長	まとめ役が先頭なので出ないでしょう。●●は土地を貸しただけです。農業委員会としては地主さんに言うしかないなので、後の事は関知できないので地主に言うしかないです。他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。
	(意見、質問なし)
会 長	ないようでしたらこの文書で送付することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め原本のとおり決定と致します。続いてその他ですが事務局から説明をお願いします。

藤井次長	<p>次回の総会についてですが、前回3月15日でお伝えしていましたが、議会の委員会がありまして3月12日（火）午前9時30分から南庁舎3階の会議室3Aです。4月については4月12日（金）南庁舎1階1Cです。</p>
西川主査	<p>制度改正、法律改正の説明会の資料について。 利用状況調査の作業日報について。 写真、新年会の決算書の配布。</p>
会 長	<p>資料1-1の説明があった農業ハウスに全面コンクリートをしてもいいとあったのですが、農業ハウスとして使わなくなった場合はコンクリートを全部取らないと農地法違反になるそうです。事務局から色々ありましたが皆さんからご意見、ご質問はありませんか。</p>
後藤委員	<p>昨年、岡崎市農業委員会を視察させていただいたときに委員が確認したものを地図に色分けで表示をされていました。そのことについていいものをしていっていると意見があったのですが、当委員会の事務局としてどういうふうに対応されようと思っているのですか。</p> <p>今日の現況証明、法務局照会等たくさん出ていますがこれを農地台帳にうつして、今後は調査しなくていいように扱っていただけますか。そうしないとこのままおかれていたら届が出ていてもまた行かなくてはいけない。台帳から落としてもらえれば行かなくていいわけですから。そういう対応はしていただけますか。</p>
西川主査	<p>地図の色分けですが、業者にシステムを作ってもらっているのもそういう出力が出来るよう依頼をします。この場で出来る、出来ないのお返事は出来ませんのでまた回答させていただきます。もう1点につきましては現況証明等で地目変更があったところは農地ではなくなるので農地台帳から落とすこととなりますので調査対象から外すこととなります。</p>
会 長	<p>他にはございませんか。内容でしたら閉会の挨拶を谷岡代理が行います。</p>
谷岡代理	<p>（閉会挨拶）</p>
<p>（閉会時刻 午前 11 時 20 分）</p>	